



税額控除に係る証明書

2 指令健監第 31 号

名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
会長 河内 尚明 様

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は下記のとおりです。

令和 2 年 9 月 1 日

名古屋市長 河村 たかし



記

(有効期間)

令和 2 年 9 月 1 日 から 令和 7 年 8 月 31 日 まで

(名古屋市健康福祉局監査課)